

保育所に もうしこみを するときに かならず 知ってほしい 大切なこと
(ほいくしやうにゆうしやうにゆうしやうしんじだみにかんするじゆうじやうじやうかくにんしやう)
(保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書)

みたあと

つぎ
次の 1から23までの ぶんを すべて よんで なまえを かいて ください。



No.	知ってほしいこと	みました
1	「2027年 4月から こどもを ほいくしよに あずけたいひとへ」を もうしこみを する前に かならず 読んで ください。	☐
2	3か月だけ 保育所に あずけることが できます。3か月の 間に 働くところを 見つけて 就労 証明 書(※)を 出すか または 保育所に こどもを あずけるための 別の 理由が 書いてある 書類を 市役所に 出してください。(出すことが できないときは 保育所を やめないと いけません。) ※就労 証明書:ここで 本当に 働いていますという 書類。	☐
3	こどもが 産まれる 予定の日より 8週間 前から 8週間 後まで 保育所に あずけることが できま す。期限までに 保育所に こどもを あずけるために 必要な 書類を 市役所に 出してください。(出 すことが できないときは 保育所を やめないと いけません。)	☐
4	これから 働きます または これから 学校に 行きます という 証明書を 市役所に 出していた人 は 始めた後に もう一度 証明書を 市役所に 出して ください。(出すことが できないときは 保直 所を やめないと いけません。)	☐
5	こどもを 育てるために 仕事を 休んでいたけれど 保育所に あずけて 仕事に 戻ります といっ て もうしこんでいた人は 仕事に 戻った後で もう一度 就労 証明 書を出して ください。保育所に あずけてから 1か月の 間に 出すことが できないときは 保育所を やめないと いけません。 保育所に あずけたあとに 下の子が 生まれて 育児休業を 取ったときは 保育所に あずけている こ 子は 短い時間で あずかりを します。	☐
6	保育所に 入ってから 慣れるまで 2週間 から 4週間くらい 短い時間で あずかりを します。働 き始める日の 4週間 前 から 保育所に あずけることが できます。 ならし保育の 期間も 保育料は 同じです。(安く なりません。)ならし保育の 期間は 保育所が 決 めます。知りたいときは 保育所に 聞いて ください。	☐
7	しめきりに 間に合うように もうしこみに 必要な 書類を そろえて 出して ください。書類が 足りな いと 保育所に 入れないことが あります。 就労 証明 書などの 書類の 準備が 間に合わないときや 仕事の 時間が 1か月64時間より 少 ないときは 仕事を 探している という 書類を 代わりに 書いてもらって 受付を します。	☐
8	こどもと 一緒に もうしこみ に きて ください。 こどもの ようすを みます。あずけ始める日までに こどもが 市役所に 来ることが できないときや 保育所に あずけることが むずかしいと わかったときは 保育所に 入れません。	☐
9	しめきりの日までに 書類を 出して ください。しめきりの日までに 出してもらった 書類に 書いてあることを 見て 保育所に 入ることが できるか どの 保育所に あずけるか 決めます。しめきりに まにあうように もうしこみに 必要な 書類を 出 して ください。出すのが 遅いと 保育所に 入るのも 遅くなります。	☐
10	出してもらった 書類に まち がいが ないか 確認します。 出してもらった 書類に 書いていることを お父さん、お母さんや 仕事をしている 会社に 確認する ことが あります。会社に 電話をしたり 訪問したりします。	☐
11	2歳まで しか あずかりを しない 保育所が あります。 3歳からでも 保育所に あずけたいときは もう一度 別の 保育所に もうしこみが 必要です。ただし、 つぎの 保育所が 決まらないことが あります。注意して ください。	☐
12	もうしこみを したあとの 手 続き。 お父さんと お母さんが もうしこみのとき 書類に 書いたことが あとで 変わったときは かならず 変更の 手続きを してください。手続きのときは 変わったことが わかる 書類を 出して ください。	☐

うら み 裏も見てください

No.	し 知ってほしいこと	みました
13	市役所が どのように 保育所を 決めているか お父さんと お母さんが もうしこみのとき えらんだ 保育所の 中から 市役所が こどもを あずける 保育所を 決めます。 保育所が あずかることが できる数より もうしこんだ人が 多いときは 保育所に あずける 必要性が 高い人から 順番に 保育所が 決まります。(保育所を 決めるときは 市役所が 決まりに したがって 決めています。早く もうしこんだ人が 先に 決まったり くじで 決まったり するのでは ありません) ※(注意)お父さんや お母さんと 連絡が とれないときや 保育所の 見学に 行っていない 場合は 保育所に 入れないことが あります。市役所や 保育所から 電話が かかってきたときは 電話に で 出るように お願いします。電話が とれなかったときは 後で かならず かけなおして ください。	☐
14	保育所に 入ることが できたか 確かめたいとき しめきりのあと もうしこんだ人の 保育所を 市役所が 決めます。その結果 保育所が 決まらないことが あります。決まらなかった人は すぐに こどもを 保育所に あずけることが できません。保育所が 決まるまで 待ってください。 結果は 市役所から 手紙で お知らせします。市役所が 手紙を 送る前に 電話などで 結果を 教えることは できません。	☐
15	もうしこみを したけれど 保育所に 入れなかったとき あずけ始めたい日に 保育所が 決まらなかったとき もうしこみしょの 裏の「待機する 意思」で「有」を 選んだ人は 次の 3月まで 保育所を 決めるための 話し合いを 続けます。 3月までに 保育所が 決まらず 4月からも 続けて 保育所に あずけたいときは もう一度 もうしこみが 必要です 必要な 書類を そろえて「新年度のもうしこみ」を してください。	☐
16	もうしこみを やめたいとき 保育所に こどもを あずける 必要が なくなった人は かならず 市役所の 子ども保育課 (電話番号0942-30-9025)に 連絡して ください。	☐
17	久留米市の 外に ひっこしをしたとき 保育所に 入ったあとに 久留米市の 外に ひっこしをしたときは 保育所を やめないと いけません。保育所に こどもを あずけることが できるのは ひっこしをした 前の日の 月の 最後の日まで です。	☐
18	保育所を やめないと いけないとき 次の ①②③のときは 保育所を やめないと いけません。 ①市役所に 出した 書類に まちがいや うそが あったとき ②保育所に あずけないと いけない 理由が なくなったとき ③1か月より 長い間 保育所を 続けて 休むとき	☐
19	市や 町に 支払う 税金の 情報が 確認できないときは 高い金額で 保育料が 計算されます。必要な 収入などの 資料を 提出してください。	☐
20	市や 町に 支払う 税金の 情報や 家族の 情報を しらべます。途中で 変わっていたことが わかった日の 直前の 4月1日に さかのぼって 保育料の 金額が 変わります。 4月1日より 前には さかのぼりません。	☐
21	市や 町に 支払う 税金の 情報や 家族の 情報を しらべます。その結果、はじめは 副食費(※)を 払わなくてよいと 決まっていた人が 払わなければいけない人に 変わることが あります。 ※副食費:給食の おかず代	☐
22	保育料・副食費を 支払うとき 保育料・副食費は 支払わなければ いけない日 (月の最後の日) までに 支払って ください。 保育料・副食費を 支払っていないときは、保育所に 入れないことが あります。 支払いが 遅くなるときは 子ども保育課(電話番号0942-30-9025)に 電話して 支払いが できる日を 教えてください。	☐
23	保育料・副食費を 支払うのが 遅いとき、支払って いないとき 保育料・副食費を 支払えないことが 続いたとき 保育所から お父さん、お母さんに 支払いの おねがいを します。 保育料・副食費を 支払ってもらうために、市役所の 職員が 自宅や 会社へ 電話や 訪問、給与の 調査、銀行などへの 調査や 差し押さえ(※)を することが あります。 ※差し押さえ:お父さん・お母さんに 給与が 支払われる前に 保育料・副食費を引くこと	☐

保育所に こどもを あずけるための もうしこみのときに 1から23までの すべての 文を 確かめました。

(確認した 日) 年 月 日

お父さんの名前 _____

お母さんの名前 _____